

第1章 計画の基本的事項

1 地方公共団体実行計画策定の背景

(1) 地球温暖化の現状

地球が宇宙空間へ逃がそうとするエネルギーの一部を、二酸化炭素などの「温室効果ガス」が吸収し、地球表面に再放射することで、地球の平均気温を保っています。もし仮にすべての温室効果ガスがなくなれば、平均気温は -19°C 程度になると見積もられています。

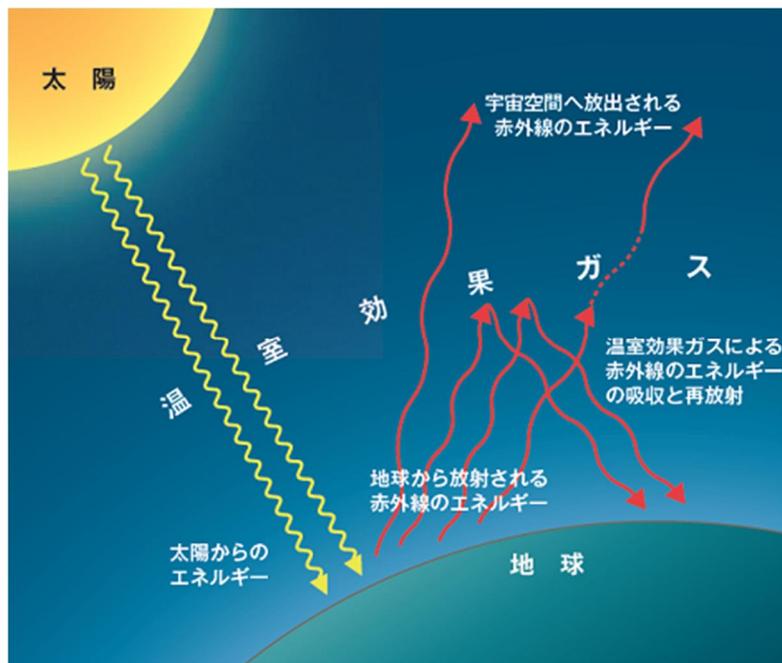


図1-1 温室効果のメカニズム

(出典：環境省「STOP THE温暖化2008」)

地球温暖化とは、人為的な活動により、温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の気温が上昇する現象を指します。温室効果ガスとは、二酸化炭素やメタンなどの7種類を指しますが、中でも特に二酸化炭素は産業革命以降急激に増加しており、産業革命以前と比べると40%も増加しています。

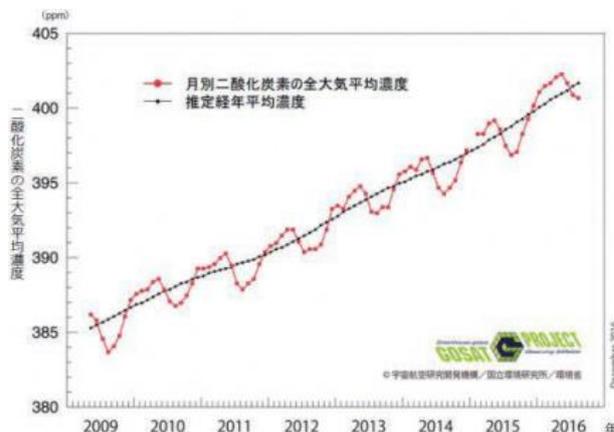


図1-2 「いぶき」*の観測による
全大気中のCO₂濃度の変化

*いぶき：環境省、国立環境研究所、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の三者が開発・運用している温室効果ガス観測技術衛星

(出典：環境省「STOP THE温暖化2017」)

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つです。世界的には、陸域と海域を合わせた世界平均気温は、1880年から2012年の間に0.85℃上昇しており、雪氷の融解や海面水位の上昇が観測されています。日本においても、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。地球はこれまで寒冷な長い期間（氷期）と温暖な短い期間（間氷期）を繰り返していますが、現在起こっているような急激な気温上昇は過去に経験がなく、IPCC AR4では「現在の地球の気候変動の程度が、過去の変動と比べてはるかに急激で異常であることは明らかである。」と述べています。このように、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

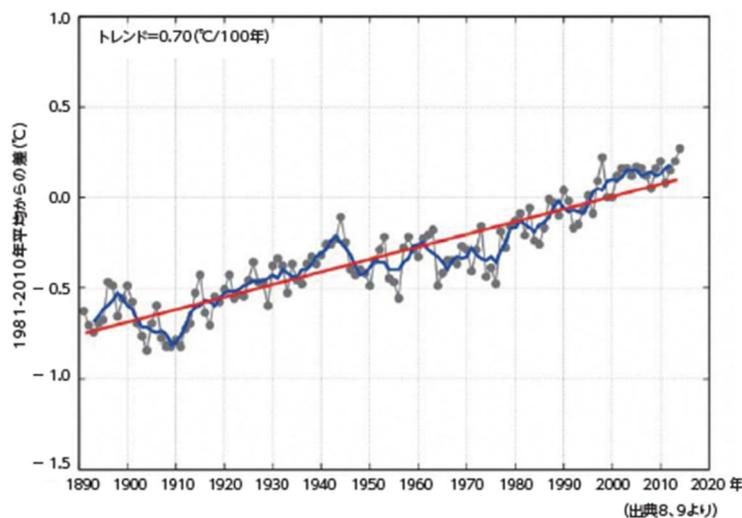


図1-3 世界平均気温の推移（1891～2014年）
（出典：環境省「STOP THE温暖化2015」）



図1-4 ドームふじ基地の氷床コアより得られた過去34万年の気温変化
（出典：環境省「STOP THE温暖化2008」）

(2) 地球温暖化防止に関する国際動向

気候変動を受けて、地球温暖化防止に向けた対策として、1992年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、1994年に発効しました。この条約の究極の目的は、人類の活動によって気候システムに危険な影響がもたらされない水準で、大気中の温室効果ガス濃度の安定化を達成することであり、条約内で、①締約国の共通だが差異のある責任、②開発途上締約国等の国別事情の勘案、③速やかかつ有効な予防措置の実施等の原則のもと、先進締約国に対し温室効果ガス削減のための政策の実施等の義務が課せられています。

○京都議定書

更に1997年12月には「京都議定書」がCOP3で採択され、2005年2月に発効しました。この議定書では先進国に対して、温室効果ガス排出を1990年比で第一約束期間(2008年から5年間)中に一定数値の削減義務を課しました(法的拘束力有り)。一方で、途上国には削減義務を課していませんでした。

○パリ協定

2015年12月のCOP21において、「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効しました。この協定は、「京都議定書」に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組が定められており、史上初めて、全ての国が参加する公平な合意となっています。この協定では、世界共通の長期目標として、気温上昇を産業革命前に比べて2℃未満に抑えると設定し、1.5℃に抑える努力を追及すること、主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等が盛り込まれており、国際的な枠組みとして画期的なものとなっています。

表1-1 各国の削減目標 (国連気候変動枠組条約事務局に提出された約束草案より)

国名	削減目標	削減目標
 中国	2030年までに GDP当たりのCO ₂ 排出を 60-65% 削減	2005年比
 EU	2030年までに 40% 削減	1990年比
 インド	2030年までに GDP当たりのCO ₂ 排出を 33-35% 削減	2005年比
 日本	2030年までに 26% 削減 ※2005年比では25.4%削減	2013年比
 ロシア	2030年までに 70-75% に抑制	1990年比
 アメリカ	2025年までに 26-28% 削減	2005年比

出典) 全国地球温暖化防止活動センター(JCCCA)HP

(3) 地球温暖化防止に関する国内動向

1997年の京都議定書採択を受け、日本では1998年5月には「エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下、省エネ法）」が省エネ対策強化策のひとつとして改正され、同年10月には「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、地球温暖化対策推進法）」が成立し、いずれも1999年4月に施行されました。地球温暖化対策推進法では日本の地球温暖化対策に関する基本方針が定められています。2002年3月には地球温暖化対策推進大綱が定められ、これに基づいて日本の地球温暖化対策が進められてきました。

○京都議定書

2005年2月に京都議定書が発効され、温室効果ガスの削減に法的拘束力が発生しました。京都議定書では、日本は温室効果ガスの総排出量を第一約束期間に1990年を基準年として6%削減することを約束しました。京都議定書の発効を受け、日本では2005年2月に省エネ法を改正しました。この改正ではエネルギー消費量の伸びが著しい運輸分野における対策を導入し、工場・事業場及び住宅・建築物分野における対策の強化を行っています。また、2005年4月には地球温暖化対策推進大綱を引き継ぐ「京都議定書目標達成計画」が策定されました。この計画では温室効果ガスの削減に加え、吸収源対策、京都メカニズムを加味することにより、京都議定書の6%削減約束の確実な達成を図ることが示されています。

2007年5月には「クールアース50」を発表しています。これは世界全体の共通目標として「2050年までに温室効果ガス半減」という長期目標を提案するとともに、2013年以降の次期枠組みにつき、全ての主要排出国の参加、各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組み、環境保全と経済発展との両立という三原則を提唱したものです。

日本の京都議定書の第一約束期間での平均排出量は、森林等吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると、基準年度比 8.4%減であり、削減約束を達成しました。

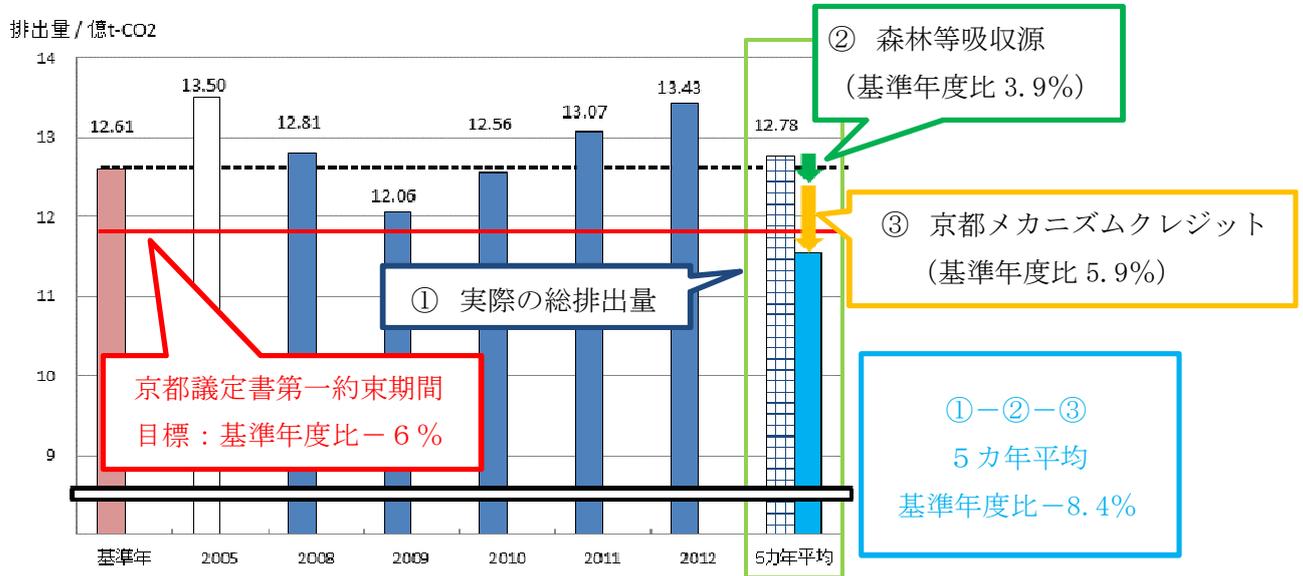


図 1 - 5 国の温室効果ガス排出量と京都議定書の達成状況

2013 年 3 月には、「当面の地球温暖化対策に関する方針」が地球温暖化対策推進本部で決定されました。ここでは、京都議定書の第一約束期間以降の方針が示されており、国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととしています。

○日本の約束草案

COP19 での、2020 年以降の枠組みについて、すべての締約国に対し、自主的に決定する約束草案提出の決定を受け、2015 年 7 月には、2020 年以降の温室効果ガス削減目標などを示した「日本の約束草案」が国連気候変動枠組条約事務局に提出されました。この草案では、エネルギーミックスと統合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度に 2013 年度比▲26.0% (2005 年度比▲25.4%) の水準 (約 10 億 4,200 万 t-CO₂) にすることとしています。

また、同年 12 月のパリ協定の採択を受け、「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を地球温暖化対策推進本部で決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとし、パブリックコメント等を経て 2016 年 5 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。この計画は、日本の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第 8 条に基づ

いて策定する唯一の地球温暖化に関する総合的な計画であり、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標や、国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき施策等について記載されています。

表 1 - 2 日本の約束草案概要

基準年	2013 年度比を中心に説明を行うが、2013 年度と 2005 年度の両方を登録
期間	2021 年 4 月 1 日～2031 年 3 月 31 日
対象範囲	全ての分野 CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O, HFCs, PFCs, SF ₆ 及び NF ₃
削減目標	2030 年度に 2013 年度比▲26.0% (2005 年度比▲25.4%)

2 計画策定の目的と位置づけ

(1) 計画策定の目的

地球温暖化の問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題であり、温室効果ガス排出量の削減は全ての者が積極的に取り組むことが重要です。

本市でも、市域から排出される温室効果ガスの排出量削減に向けて、地域の特性に合った地球温暖化対策を推進し、温暖化防止に貢献することを目的とします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第 19 条第 2 項に基づく、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定めた計画（区域施策編）に位置付けられます。

3 計画の期間及び対象範囲

(1) 計画の期間

本計画は、計画期間を 2018 年度から 2030 年度までとします。

基準年度は日本の約束草案に準じて 2013 年度とします。

(2) 計画の対象範囲

計画の対象は野々市市全域とし、全ての者が取り組めるよう、市民、事業者及び野々市市全てを対象とします。

4 計画の対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に規定される 7 種類の温室効果ガスのうち、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆) 及び三フッ化窒素 (NF₃) の代替フロン等 6 ガスは排出量のごく微量であると推測されること、排出量の推定が困難なことか

ら対象外とします。

5 計画の対象とする部門・分野

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編 Ver. 1.0（環境省）内で、中核市未満の市町村が「特に把握が望まれる」とした部門・分野とします。詳細は以下の表のとおりです。

表 1-3 対象とする部門・分野

ガス種	部門・分野		対象	推計手法		
エネルギー 一起源 CO ₂	産業部門	製造業	○	都道府県別案分法		
		建設業	○			
		農林水産業	○			
	業務その他部門		○			
	家庭部門		○			
	運輸部門	自動車（貨物）		○	全国案分法	
		自動車（旅客）		○		
		鉄道		対象外		
		船舶		対象外		
		航空		対象外		
	エネルギー転換部門		対象外			
エネルギー 一起源 CO ₂ 以外	燃料の燃焼 分野	燃料の燃焼	対象外			
		自動車走行	対象外			
	工業プロセス分野		対象外			
	農業分野	耕作		対象外		
		畜産		対象外		
		農業廃棄物		対象外		
	廃棄物分野	焼却処分	一般廃棄物	○	非エネルギー起源 CO ₂ を推計	
			産業廃棄物	対象外		
		埋立処分	一般廃棄物	対象外		
			産業廃棄物	対象外		
		排水処理	工場排水処理施設		対象外	
			終末処理場		対象外	
			し尿処理施設		対象外	
	生活排水処理施設		対象外			
原燃料使用等		対象外				
代替フロン等 4 ガス分野		対象外				

第2章 地域の概況

1 自然的条件

(1) 位置・地勢

本市は、石川県のほぼ中央に位置し、県都金沢市の中心市街地から南西約5kmの距離にあり、北東部を金沢市、南西部を白山市に接しています。

本市は、面積13.56km²（県の0.32%）、東西4.5km、南北6.7kmの山や海の無い平坦地であり、区域内の海拔最高は、49.6m（新庄地内の国土地理院基準点）です。



図2-1 野々市市の位置

(2) 土地利用

本市の面積は13.56km²であり、うち約4.40km²は道路や公園といった非課税地です。課税地では宅地が61.1%と最も多い割合を占めており、農用地が34.6%、雑種地が4.3%となっています。区画整理事業に伴い、今後も宅地面積が増加し、農用地が減少することが見込まれています。

表2-1 野々市市の地目別面積（出典：野々市市統計書）

年	総地積	非課税地積	評価総地積				
			総数	田	宅地	山林・原野	雑種地
28	13,599,999	4,397,134	9,162,866	3,166,262	5,595,542	-	401,062
割合			100	34.6	61.1	-	4.4

資料：税務課「土地に関する概要調査報告書」

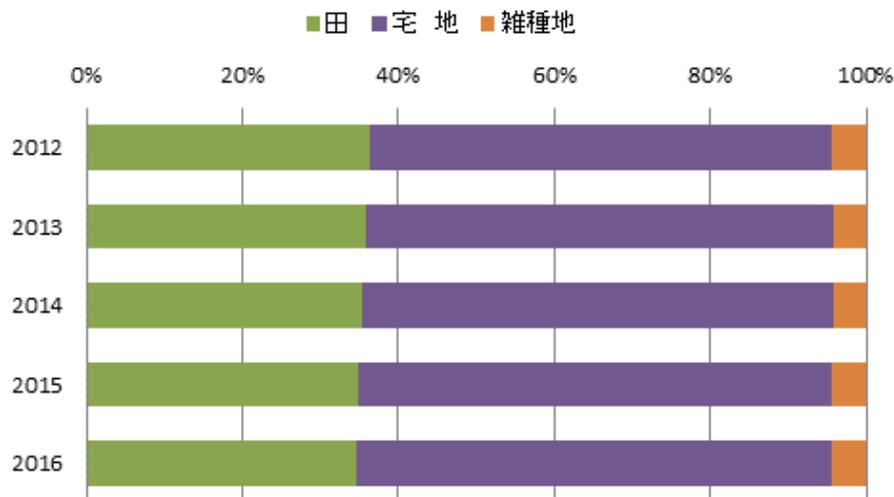


図2-2 課税地の利用の変遷（資料：野々市市統計書）

2 社会的条件

(1) 人口・世帯数

本市の人口及び世帯数は増加しており、2015 年国勢調査の確定数で 55,099 人であり、1 km² 当たりの人口密度は 4,063 人と県内でもっとも高い人口密度となっております。また、世帯数は 24,759 世帯であり、1 世帯当たりの人数は 2.16 人です。

表 2-2 2015 年度国勢調査確報値（出典：野々市市統計書）

平成27年10月1日現在 単位：人

区分	人 口					世 帯				
	総数	男	女	前回比		総数	一般世帯	施設等の世帯	前回比	
				増減数 人	増減率				増減数 世帯	増減率
野々市市	55,099	28,657	26,442	3,214	6.19	24,759	24,721	38	1,735	7.54

資料：国勢調査

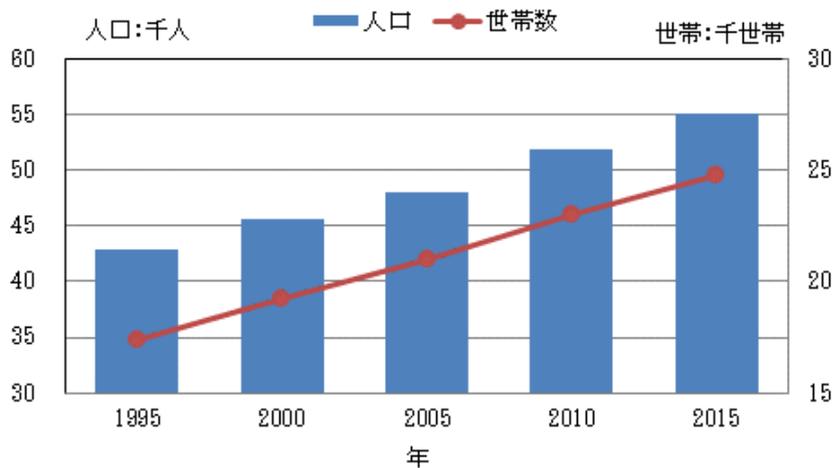


図 2-3 人口及び世帯数の推移（資料：国勢調査）

(2) 交通

本市の自動車保有台数は増加傾向であり、2015 年度の保有台数は 39,720 台でした。中でも軽乗用車の増加が大きく、全体の 30.6%を占めております。

市内を走るコミュニティバスの乗客数及び鉄道の利用者数は共に増加傾向であり、2015 年度はコミュニティバス 611 人（1 日平均）、鉄道 4,168 人（1 日平均）でした。

表 2-3 自動車保有台数 (出典: 野々市市統計書)

各年度3月31日現在 単位: 台											
年度	総数	貨物車				乗用車			乗合用 用途車	二輪車 (原付除く)	
		普通	小型	軽	被牽引	普通	小型	軽			
27	39,720	829	1,542	2,234	18	8,784	11,045	12,169	148	671	2,280
	割合	2.1	3.9	5.6	0.0	22.1	27.8	30.6	0.4	1.7	5.7

資料: 北陸信越運輸局石川運輸支局

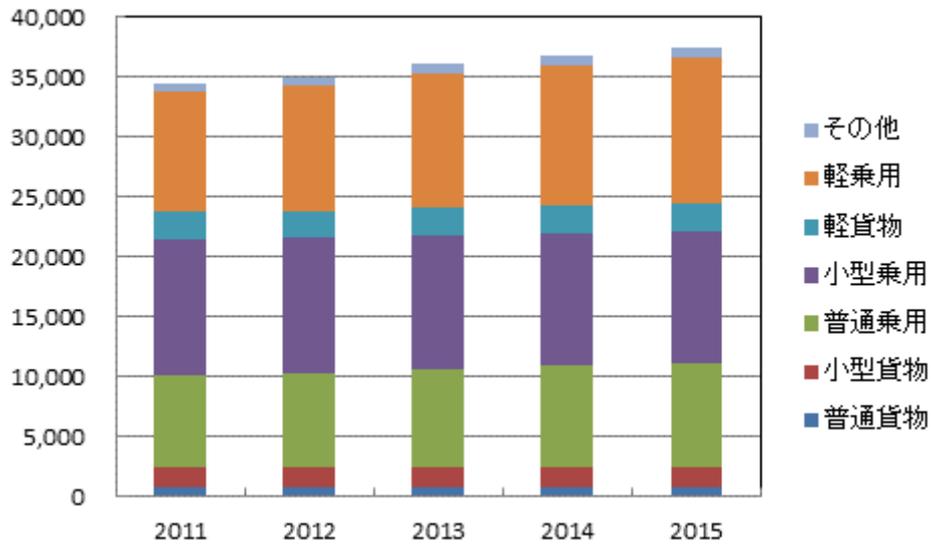


図 2-4 自動車保有台数の推移 (資料: 野々市市統計書)

表 2-4 ルート別コミュニティバス利用者数 (出典: 野々市市統計書)

年度	乗車人員						1日平均
	合計	北部	中央	南部	西部	のんキー	
2015	223,181	66,660	54,076	38,773	41,231	22,441	611

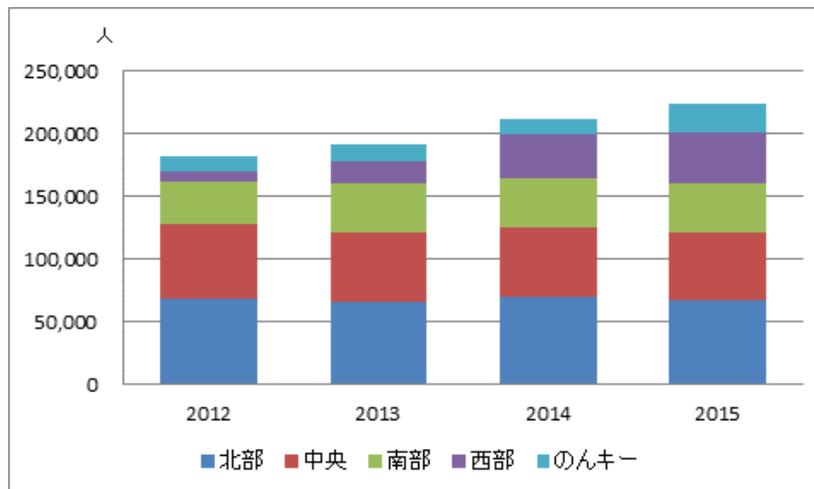


図 2-5 コミュニティバス利用者数の推移

表 2 - 5 鉄道乗降客数（1日平均）（出典：野々市市統計書）

年 度	北陸本線				総数
	JR野々市駅	野々市駅	北陸鉄道石川線		
	総数	総数	野々市工大前駅	押野駅	
2015	3,516	69	523	60	4,168

資料：西日本旅客鉄道㈱金沢支社及び北陸鉄道㈱

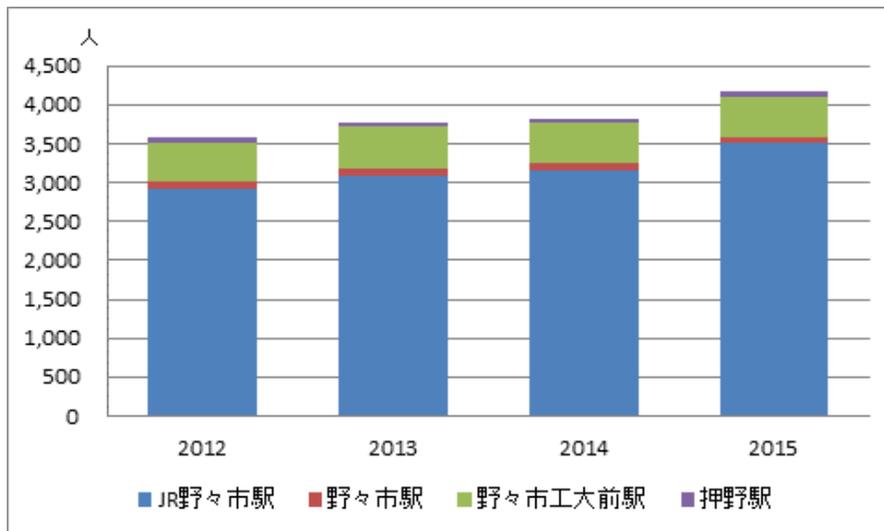


図 2 - 6 鉄道乗降客数（1日平均）の推移

(3) 産業

事業所数及び従業者数はやや減少傾向であり、2014年度の経済センサスでは事業所数 2,432 事業所（公務を除く）、従業員数 24,600 人でした。

産業構造としては、事業所数及び従業者数の構成比で概ね、第1次産業が 0.1%、第2次産業が 14%、第3次産業が 85%超となっています。経年変化をみると、2009年から2014年の5年間で、事業所は 93 事業所減少し、従業者数は 711 人減少しています。従業員数は第1次産業、第2次産業は共に減少し、第3次産業はわずかに増加しております。

表 2-4 事業所数及び従業者数（出典：野々市市統計書）

7月1日現在 単位：件、人

産 業	2009		2014	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総 数	2,534	25,640	2,441	24,929
第 1 次 産 業 計	2	28	3	6
農 林 漁 業	2	28	3	6
第 2 次 産 業 計	410	4,124	354	3,325
建 設 業	276	1,987	236	1,496
製 造 業	134	2,137	118	1,829
第 3 次 産 業 計	2,122	21,488	2,084	21,598
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1	8	1	9
情 報 通 信 業	26	235	17	389
運 輸 業 ， 郵 便 業	59	1,447	45	1,199
卸 売 業 ， 小 売 業	704	7,884	683	7,090
金 融 業 ， 保 険 業	44	401	39	376
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	222	685	215	819
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サービス業	92	734	87	453
宿 泊 業 ， 飲 食 サービス業	329	3,159	333	3,340
生 活 関 連 サービス業，娯 楽 業	251	1,733	269	1,751
教 育 ， 学 習 支 援 業	86	1,604	86	1,684
医 療 ， 福 祉	156	2,205	170	3,017
複 合 サービス 事 業	11	133	10	85
サービス業(他に分類されないもの)	133	940	120	1,057
公 務(他に分類されるものを除く)	8	320	9	329

資料：経済センサス基礎調査（2009年、2014年）

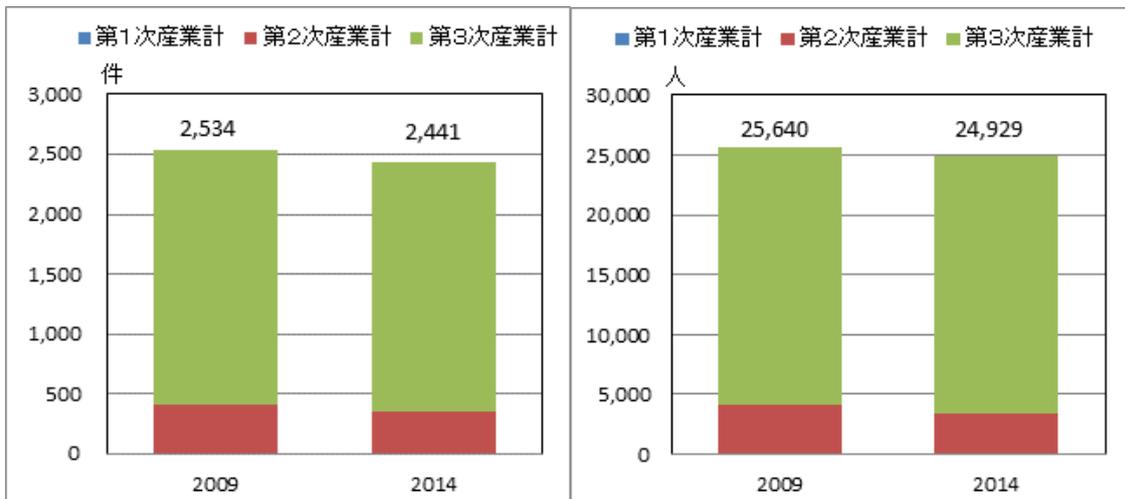


図 2-5 (左) 事業所数の推移、(右) 従業者数の推移 (2009年、2014年)
(資料：野々市市統計書)

第3章 温室効果ガス排出状況

1 温室効果ガスの排出状況

本市における2014年度の二酸化炭素の総排出量は404.7千tと推計されます。人口一人当たりでは、年間7.9tの二酸化炭素を排出していることになります。基準年である2013年度の二酸化炭素の総排出量は413.5千tと推計され、約2%減少しています。

2 部門別排出量

本市における各部門での推計は下表のとおりであり、家庭部門や業務部門からの排出が多いと推計されます。

表3-1 部門別温室効果ガス排出量の現状（参考値※）

単位: 千tCO₂

年度	産業部門	家庭部門	業務部門	運輸部門	廃棄物部門	排出量合計	2013年度比	
2013 (基準年度)	排出量	23.5	121.3	170.8	90.3	7.5	413.5	100.0
	構成比	5.7	29.3	41.3	21.8	1.8	100.0	
2014	排出量	28.0	142.0	135.0	92.0	7.7	404.7	97.9
	構成比	6.9	35.1	33.4	22.7	1.9	100.0	

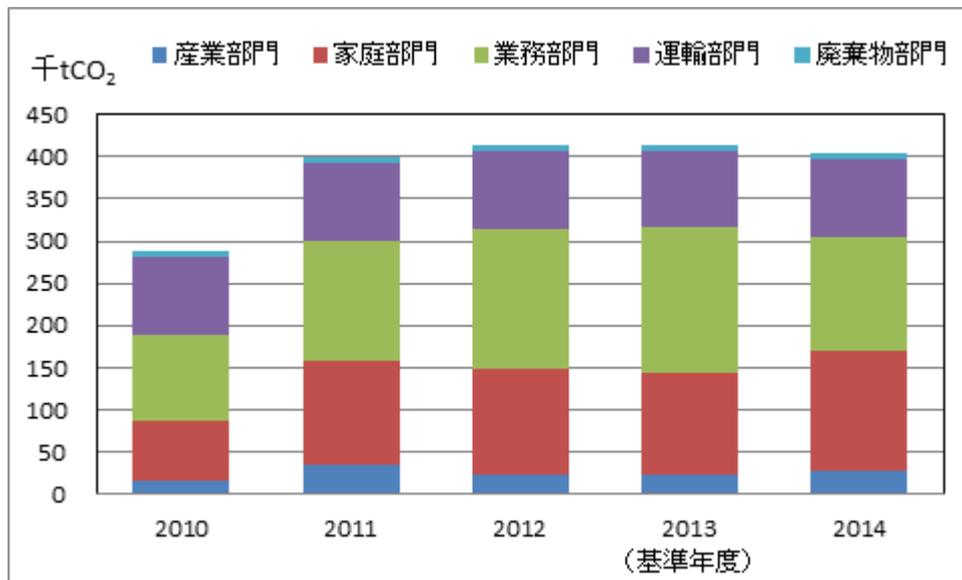


図3-1 温室効果ガス排出量の推移（参考値）

※「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）Ver. 1.0（平成29年3月）にて特例市未滿の市町村における標準的手法と位置づけられる最も簡易な統計の炭素量按分による手法により算出した値であるため、参考値として表記してあります。

第4章 温室効果ガスの削減目標

1 温室効果ガス排出量の将来予測

今後、追加的な対策を見込まない場合の二酸化炭素排出量を計画期間である2030年度まで、推計を行います。この排出量を現状^{すうせい}趨勢（BAU（Business As Usual））排出量と呼びます。算出方法としては、過去の各部門における活動量より近似を行い、将来の活動量を予測します。傾向がなく、活動量がばらつく場合は直近5年の平均値を将来の活動量とします。

前述の条件で排出量の将来予測を行うと、2020年度には409千t（基準年度比1.1%減少）、2030年度には428千t（基準年度比3.5%増加）が排出される予測になります。増加の原因としては、本市の人口が増加する見込みによるもので、それに伴い二酸化炭素の排出量が増加する予測となっています。

2 温室効果ガスの削減目標

2030 年度に基準年度に対して 20.3%削減させることを目標とします。これは日本の約束草案に掲げられる目標値よりも小さい値となりますが、国の人口は 8.3%減少する見込みに対して、本市の人口は 9.2%増加する見込みであり、その人口の増減を加味した目標となっており、国の目標に準じた値となっています。

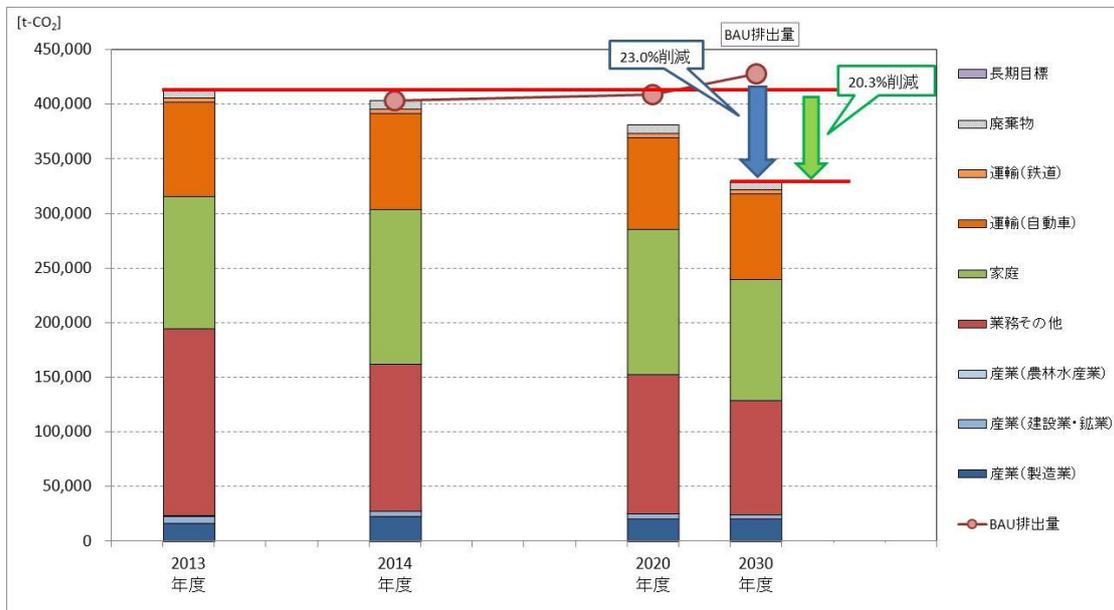


図 4 - 1 温室効果ガス排出量の実績（参考値）と目標及び現状趨勢排出量

各部門における削減量の見込みは、産業部門が約 1,700 t、業務その他部門が約 41,000 t、家庭部門が約 42,000 t、運輸部門が約 12,000 t、廃棄物部門が約 560 t の削減を見込んでおります。

第 5 章 温室効果ガス削減対策

1 温室効果ガス排出削減対策

(1) 産業部門

- ・省エネ型機器の導入
- ・BEMSなどのエネルギー管理システムの導入

(2) 家庭部門

- ・省エネ型家電の普及促進
- ・HEMSなどのエネルギー管理システムの導入

(3) 業務部門

- ・省エネ型家電の普及促進

(4) 運輸部門

- ・低燃費車の普及促進
- ・公共交通機関や自転車の利用促進

(5) 廃棄物部門

- ・ごみ減量化の促進
- ・再資源化の促進

コラム：エネルギーマネジメントシステム（EMS）

最近よく耳にする HEMS（へムス）ですが、どの様なものかご存知でしょうか。HEMS（Home Energy Management System）は家庭を対象としたエネルギーマネジメントシステムで、機器のエネルギー使用状況を見える化し、自動制御によって管理・最適化を行うシステムのことです。対象がビルに変われば BEMS、工場であれば FEMS、地域であれば CEMS と呼び方が変わります。いずれのシステムもエネルギーを総合的に管理することにより効率化を図るものです。

ご家庭では逐次の消費電力量を知ることによって、効率的に省エネを進めることが可能になります。賢く電力を使用しましょう。

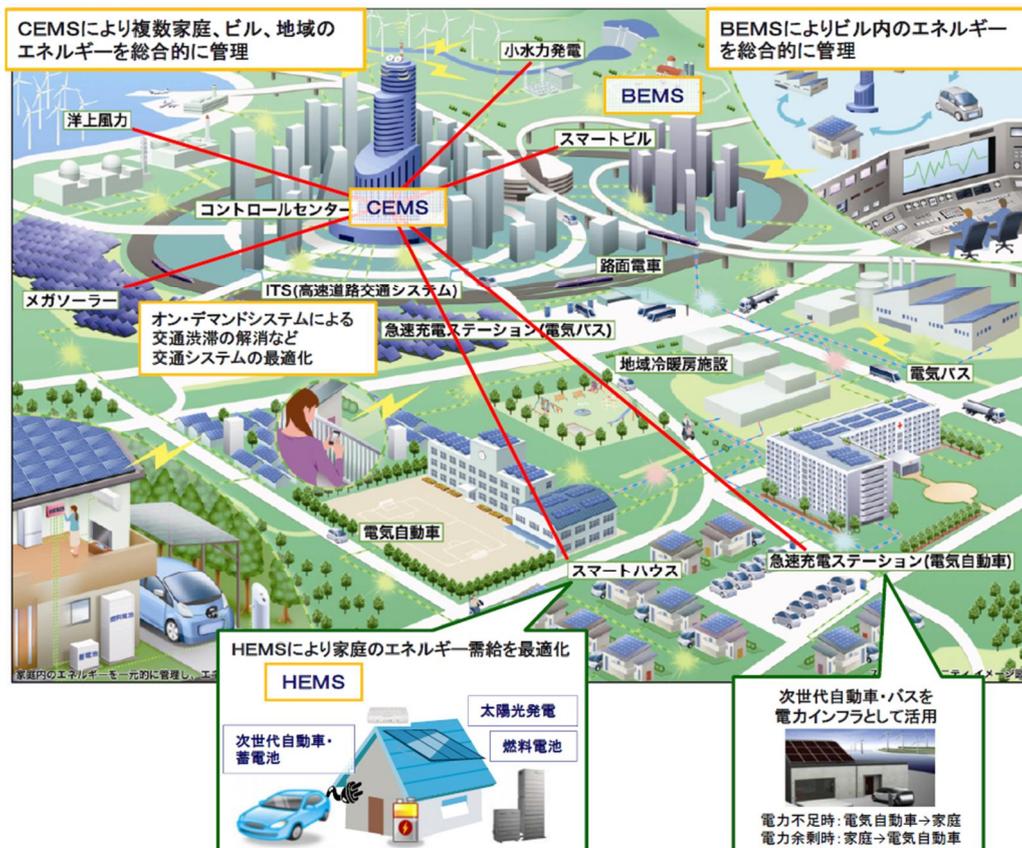


図4-2 スマートコミュニティのイメージ(出典:経済産業省ホームページ)

2 温室効果ガス吸収源対策

(1) 市街地の緑化

野々市市緑の基本計画に則り、都市公園や街路樹の整備、新たに設置させる公共施設の緑化、民有地における緑地の確保に努めることにより市街地の緑化を推進します。

第6章 地球温暖化対策への役割

1 取組の考え方

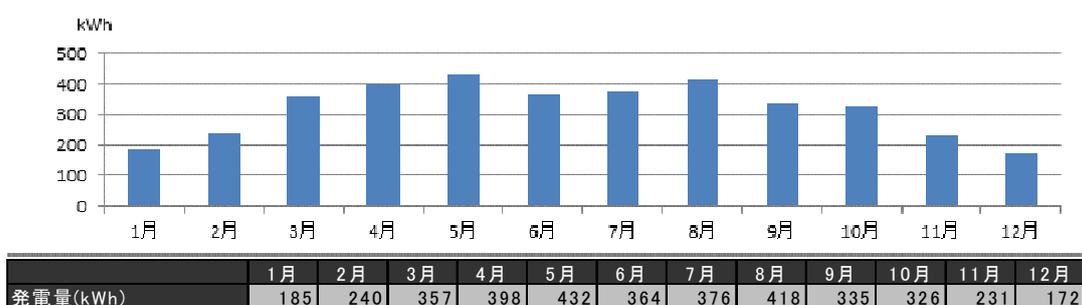
持続可能な低炭素社会を実現するため、市民、事業者、市それぞれが地球温暖化問題への認識を深め、各主体の創意工夫を生かした取り組みや各主体間で連携した取り組みを推進していく必要があります。

2 市民の取組

- ・家庭での消費エネルギーの節約
- ・省エネ型家電の導入
- ・再生可能エネルギー発電中心の電気事業者を選択
- ・太陽光発電など再生可能エネルギーの導入
- ・3Rを心掛けた生活
- ・公共交通機関の利用
- ・エコドライブの励行

コラム：北陸における太陽光発電について

「石川県は雨や雪が多いから、太陽光発電はほとんど発電しない」と思っていますか。本当にそうなのか確認するため、実際どの程度発電するのかシミュレーションしてみます。経済産業省が提供している発電量シミュレーターによると、南向き 30°の傾斜の屋根に 4kW の太陽光発電を設置した場合、年間発電量は 3,834kWh と試算されます（設置条件などにより発電量は異なり、あくまで目安の値です）。平成 27 年度の「家計調査」によると、二人以上の世帯の平均電気使用量は 5,023.4kWh であり、石川県でも十分な発電量が得られます。



各月の発電量試算値（南向き 30°、4kW 太陽光発電設置）

3 事業者の取組

- ・省エネ型機器の導入
- ・商品包装の簡素化
- ・ばら売りなどの少量販売
- ・資源ごみの分別による廃棄物処理量の削減

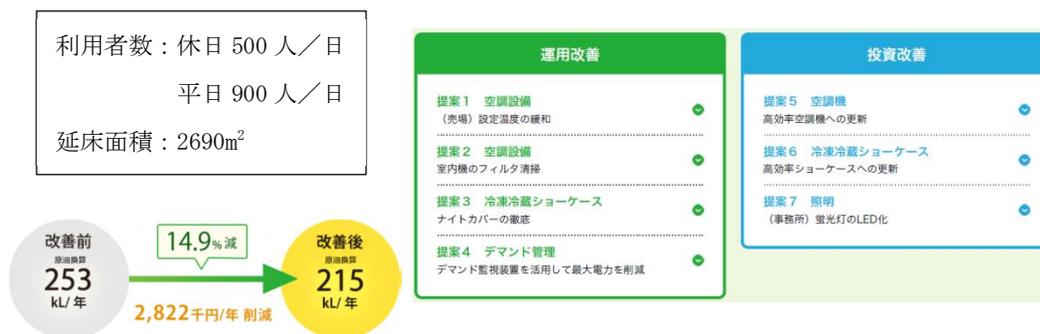
コラム：事業所の省エネ診断・節電診断

(一社) 省エネルギーセンターでは、中小企業等の省エネや節電等に関する取組を促すことを目的として、地域や業種などの特性や省エネ等に関する課題、ニーズに対して、各事業者の実情に合わせた支援を行うために、省エネ診断等の無料サービスを提供しています。診断結果ではコストをかけずに実行できる運用改善と高効率設備への切り替えを提案する投資改善の2つの切り口で改善案を提示してくれます。

診断結果例①（居酒屋の場合）（出典：省エネ・節電ポータルサイト）



診断結果例②（ショッピングセンターの場合）



省エネ・節電ポータルサイト <https://www.shindan-net.jp/>

コラム：電力小売全面自由化

平成 28 年 4 月 1 日より、電力の小売り会社を自由に選べるようになり各社様々な料金プランが準備されています。北陸電力管内でも、選べる小売業者が少しずつ増えてきています。

小売業者を選ぶ際には料金にばかり気を取られがちですが、電気の購入先を選ぶことで地球温暖化防止対策ができることをご存知でしょうか。

電気事業者は毎年度排出係数を発表しています。この排出係数とは 1kWh の電力を作るために何 kg の CO₂ が排出されたかを表す値であり、発電方法によって各社様々な値になります。この排出係数が小さければ同じだけ電力を使用しても CO₂ の排出量は小さくなり、結果的に地球温暖化防止対策を行ったことになります。

小売業者を選ぶ際には料金だけでなく、排出係数も確認して契約を決めていただきたいと思います。

表 平成 27 年度電気事業者別排出係数（一例、平成 29 年 11 月 10 日現在）

電気事業者名	調整後排出係数 kg/kWh
北陸電力(株)	0.615
HTBエナジー(株)	0.586
(株)Looop	0.369
ミツウロコグリーンエネルギー(株)	0.443

4 市の取組

- ・省エネ情報の発信
- ・環境教育などを通じた啓発
- ・地球温暖化対策実行計画（事務事業編）で定めた事項の徹底

コラム：省エネ製品買換ナビゲーションサイト「しんきゅうさん」

家電の省エネ技術は日々進歩しています。現在使用している家電から最新の家電に買い換えた際の消費電力量や電気代の比較が簡単に行えるのが、環境省が提供するサイト「しんきゅうさん」です。

比較手順は①現在使用している製品の製造年を選択し、②買い換えを検討している製品を選択するだけです。



図 「しんきゅうさん」比較結果

例えば、10年前の冷蔵庫と最新の冷蔵庫を比較した場合、年間で約 270kWh の節電になり、7,000 円程度の節約になります。家電の買い換えを考えている方もいない方も、一度比較してはいかがでしょうか。

URL: <https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 推進組織

計画の進捗状況の評価や施策の検討は、野々市市生活安全審議会で行います。

(2) 庁内での推進体制

本計画では、産業や都市計画など多岐にわたる分野との連携が必要となることから、庁内の関係部局との連携を図ります。

2 計画の進行管理

本計画で定めた削減目標を達成するため、計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Action）のPDCAサイクルにより、施策の改善・推進を行います。

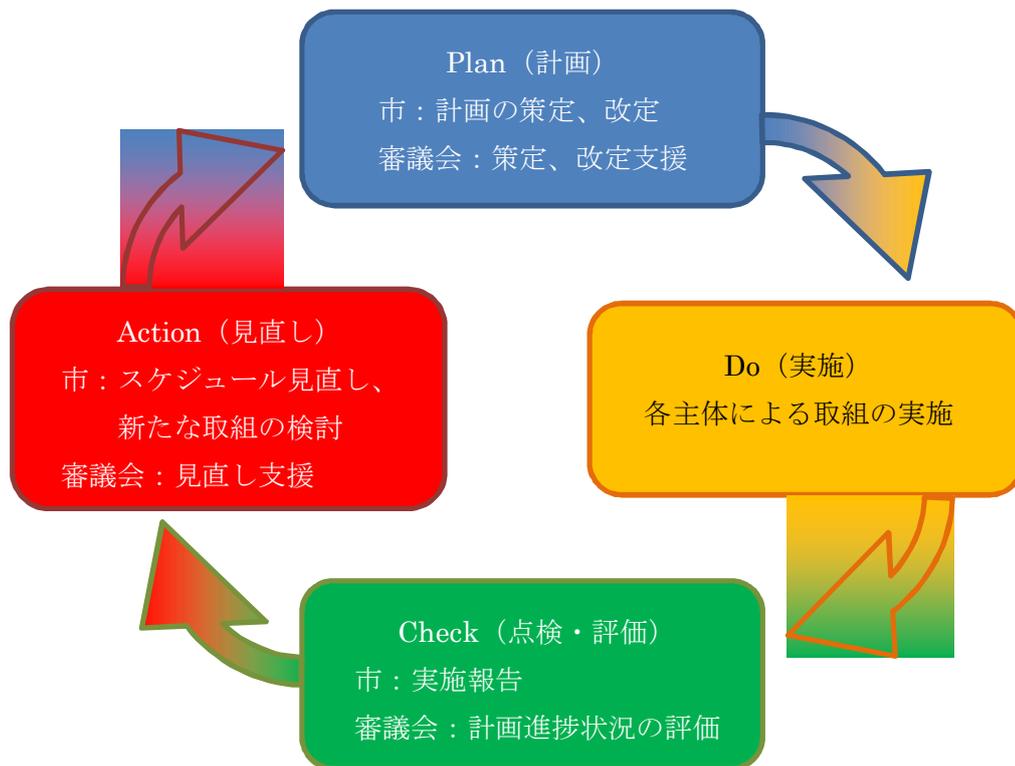


図7-1 計画の進行管理

参考資料（用語解説）

【A～Z】

○BEMS

Building Energy Management System の略称で、ビル全体のエネルギー使用量の見える化を行い、照明や空調などの設備を最適に制御するシステムのことを指します。

○COP

気候変動枠組条約締約国会議の略称で、1995 年から毎年開催されております。この会議では、地球温暖化対策についての世界的な取り決めが話し合われており、「京都議定書」や「パリ協定」が採択されています。

○HEMS

Home Energy Management System の略称で、家庭でのエネルギー使用量の見える化、家電機器の自動制御を行うことで省エネを推進するシステムのことを指します。

○IPCC

国連気候変動に関する政府間パネルの略称で、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として設立された組織です。

○IPCC AR

各国政府を通じて推薦された科学者が参加し、5～6年ごとにその間の気候変動に関する科学研究から得られた最新の知見を評価し、まとめられた評価報告書 (Assessment Report) です。1990 年から 2013 年までに 5 回の報告書が作成され、2013 年に最新の AR 5 が発表されています (2018 年 1 月現在)。

【あ行】

○エコドライブ

急発進・急ブレーキや無駄なアイドリングをなくすことにより、燃費を向上させ、CO₂ の排出量を抑えた運転を行うこと。

○エネルギーミックス

発電方法には様々な種類があり、それぞれ長所と短所を有している。これらの発電方法を、安全性、環境負荷、経済性、供給の安定性などの観点から総合的に判断し、それらの構成比率を最適化すること。

○温室効果ガス

大気中に存在する気体であり、赤外線を吸収し再放出する性質を持つもの。

【か行】

○吸収源対策

1990 年以降に人為活動（「新規植林」、「再植林」、「森林経営」）が行われている森林において吸収される温室効果ガス量を削減量としてカウントすることができます。日本の温室

効果ガス削減対策はこの森林吸収量に大きく依存しており、森林整備等が円滑に実施されるよう、森林整備の実施に必要な地域の主体的な取組が求められています。

○現状^{すうせい}趨勢排出量（BAU 排出量）

追加的な対策を見込まず、現状のまま推移した場合の CO₂ 排出量予測です。

【さ行】

○再生可能エネルギー

永続的に利用することができると思われるエネルギー源であり、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。化石燃料などの有限な資源と対比して、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー源です。

○省エネ型機器

家電製品を始めとする近年のエネルギー消費機器は、効率が大幅に向上しています。機器を購入する際に、省エネ型の製品を選択することが各分野での省エネにつながります。製品の見分け方の1つに統一省エネラベルというものがあります。これは製品の省エネ情報を表示するための統一されたラベルであり、省エネ性能を星の数で表示したものです。

○3R（スリーアール）

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字をとったものです。それぞれ Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の3つのRであり、リデュース、リユース、リサイクルの順で取り組むことが求められています。

【た行】

○地球温暖化

産業革命以降、人類は石炭や石油を大量に消費するようになり、大気中の CO₂ 濃度が増加しました。CO₂ には地球が宇宙空間へ逃がそうとするエネルギーの一部を吸収・再放射する特性があり、この濃度が増加することで、大気中に保持される熱が増加します。その結果、地球の気温が上昇しております。このように人為的な要因を含む地球の気温上昇を指します。

○地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

市の事務・事業から発生する温室効果ガスを削減するために、地方自治体が独自で又は共同して作成する計画です。計画期間、目標、実施しようとする措置の内容、その他計画の実施に関し必要な事項を定めたもので、各地方自治体に策定が義務付けられています。